

**鹿児島県消防広域化検討委員会における
県域七消防本部の課題に対する検討項目 No.1**

改善の度合(改善可:○, ある程度改善可:△, 改善不可×)

県域七消防本部の基本的な課題	① 課題に対する改善方策の考え方	①に対する改善の度合
<p>1 本部施設位置・本部要員等の調整 広域化後の本部施設の位置及び本部要員等については、本部施設が置かれる市町村の負担が増える可能性があり、首長の意見は負担金増は認められないとの意見が多くあることから、調整が必要である。</p> <p>(1) 広域化に当たっての調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部及び署所の配置 (本部の位置及び名称等) ・ 組織体制 (本部要員の人数及び負担割合等) ・ 職員の処遇 ・ 通信指令システムの統合 ・ 財産(基金等)及び債務の整理 等 	<p>◎ 本部施設が置かれる市町村の負担を抑える</p> <p>(1) 新たな本部施設の置かれる市町村は、他の市町村に比べ本部要員などの新たな人的負担等が発生する可能性があるため、本部要員配置について、構成市町村間の調整が必要になる。</p> <p>(2) 県域一消防本部に比べ、隣接消防との広域化により、各市町村の負担はある程度軽減できる。</p> <p>(3) 組織内の構成市町村の数が少ないほど、課題解決に向けた合意が得られやすい環境になる。</p>	△
<p>2 消防本部で扱う業務、署所等で扱う業務の調整</p> <p>(1) 広域化後の消防本部で行う業務と署所で扱う業務について調整が必要である。</p> <p>(2) 住民へのサービス低下を防止するために、本部業務は総務企画部門や各部門の統括業務、指令業務等に限られる。</p> <p>(現在の状況)</p> <p>① 消防本部の業務 消防本部の本来の業務である人事、予算等の組織そのものを維持するために必要な事務、運営の企画、統制等の業務等</p> <p>② 消防署の業務 主として、救急、火災の予防、警戒、鎮圧等、その他災害の防除及び災害による被害軽減のための第一線の活動</p>	<p>◎ 住民サービスの低下とならないよう本部業務と署所業務を調整</p> <p>(1) 本部業務を総務企画部門、各部門の統括業務及び指令業務等に限定して広域化し、住民サービスの低下を防止する。 許認可事務等については、身近な消防署で住民が申請できるよう署所業務を調整する。</p> <p>(2) 県域一消防本部に比べ、近隣消防との広域化により、本部業務と署所業務の範囲を、広域化前の現状に近い業務に調整することが可能になる。</p>	○
<p>3 市町村合併の経緯 市町村合併の経緯から、隣接する市町村との広域化は難しい状況がある。</p>	<p>◎ 消防の体制及び確立を図る</p> <p>消防の広域化の目的は、市町村の消防体制の一層の強化であり、消防本部の総務、指令部門等の効率化で生み出された人員を警防、予防等の直接住民サービスを担当する部門に配置し、職員の資質の向上を図るためには、市町村合併の経緯を踏まえつつも、市町村合併よりも大きなエリアでの組合せが求められている。</p> <p>(消防組織法逐条解説)</p> <p>消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化を図るため、市町村合併後においても、できる限り組合方式又は委託方式を活用し、広域的な消防本部を設けるように努めなければならない。</p>	△

鹿児島県消防広域化検討委員会における 県域七消防本部の課題に対する検討項目 No.2

改善の度合(改善可:○, ある程度改善可:△, 改善不可×)

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域七消防本部の主な課題	① 課題に対する改善方策の考え方	①に対する 改善の度合																		
7本部																				
<p>1 住民サービスの低下 広域化により住民と消防本部との距離が広がり、住民サービスの維持は困難と考えられることから、本部と署所の担当業務の調整が課題である。</p> <p>(1) 管轄面積 (平成18年10月1日現在) 最大管轄面積(海域を除く) 大隅地域 2, 103km²</p> <p>(2) 署所への業務委譲 消防本部で行っている業務のうち、署所に委譲できる業務は煙火業務のみとの意見が多い。方面本部を設置しても県民は消防本部まで行かなければならず、住民サービスが低下し、効率化にならない。</p>	<p>◎ 現状により近い消防の枠組みの構築 これまで応援協定等で連携をしてきた近隣消防との枠組みで広域化し、住民サービスの低下を防止する。</p> <p>◎ 消防本部を地域ごとに設置する 地理的特性、日常生活圏等に考慮した上で、住民が移動可能な距離となるよう地域ごとに消防本部を設置する。</p>	○																		
<p>2 構成市町村の負担金の調整 組合消防の経費に対する各構成市町村の負担金の算定方法が異なるため、広域化によって算定方法を統一した場合、一部の市町村においては負担金が増加する可能性があり、首長、議会の合意を得るのは難しい現状(環境)にある。</p> <p>(1) 現在の組合消防の負担金の算定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">算定方法</th> <th style="width: 40%;">消防本部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額按分</td> <td>7 消防本部</td> </tr> <tr> <td>均等割+人口按分</td> <td>4 消防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成18年度常備消防費による試算(県域七)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">算定方法</th> <th style="width: 35%;">増 加</th> <th style="width: 35%;">減 少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額按分</td> <td>31 市町村</td> <td>18 市町村</td> </tr> <tr> <td>人口按分</td> <td>24 市町村</td> <td>25 市町村</td> </tr> <tr> <td>需要額+人口(各50%)</td> <td>27 市町村</td> <td>22 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 負担金試算の結果 平成18年度常備消防費による試算では、現状の負担金額に近い金額になった算定方法は、基準財政需要額按分である。(負担金の算定方法を統一した場合に、増減幅が小さい算定方法は、基準財政需要額按分である。)</p> <p>※本県における「自賄い方式」の消防本部 南薩地区消防組合、阿久根地区消防組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合</p>	算定方法	消防本部数	基準財政需要額按分	7 消防本部	均等割+人口按分	4 消防本部	算定方法	増 加	減 少	基準財政需要額按分	31 市町村	18 市町村	人口按分	24 市町村	25 市町村	需要額+人口(各50%)	27 市町村	22 市町村	<p>◎ 負担金の増加を抑える (1) 負担金の調整等 ① 新たな本部施設の設置が必要な場合は、初期費用が負担増となる。 ② 既存の消防本部施設を利用できる組織においては、構成市町村の財政負担がより軽減できる。 ③ 組織内の構成市町村の数が少ないほど、負担金調整の合意が得られやすい環境になる。</p> <p>◎ 負担のあり方について検討する 本部経費のみを共通経費とし、署所経費については所在する市町村が負担する「自賄い方式」など、現状と比べ負担金が増加しない方式でスタートするなどを検討する。</p> <p>「自賄い方式」 (1) 人事管理 職員は構成市町村が採用し組合に派遣。勤務条件は派遣元市町村毎に相違。異なる市町村の消防署所間の人事異動は行わない。</p> <p>(2) 指令業務 119番通報は、各市町村の区域毎に所在する消防署の指令台に入り、各消防署所の消防隊や救急隊に限って指令(消防本部に指令センターや指令装置はない。)</p> <p>(3) 財政運営 各消防署所の消防車両や庁舎等の整備や職員給与などの経費は、構成市町村が各自の区域内の経費相当分を予算措置し支出(本部経費は構成市町村で按分)</p>	○
算定方法	消防本部数																			
基準財政需要額按分	7 消防本部																			
均等割+人口按分	4 消防本部																			
算定方法	増 加	減 少																		
基準財政需要額按分	31 市町村	18 市町村																		
人口按分	24 市町村	25 市町村																		
需要額+人口(各50%)	27 市町村	22 市町村																		

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域七消防本部の主な課題	① 課題に対する改善方策の考え方	①に対する改善の度合 7本部																				
<p>3 消防職員の給与・階級調整 各市町村は給与格差があり、組合消防内においても給与格差がある。給与・階級の調整は、段階的に改善を図るなど、時間をかけて取り組む必要がある。</p> <p>(1) ラスパイレス指数</p> <table border="1"> <tr><td>鹿児島圏域</td><td>98.7 (最高101.1, 最低96.6)</td></tr> <tr><td>南薩圏域</td><td>95.5 (最高97.2, 最低92.1)</td></tr> <tr><td>北薩圏域</td><td>96.4 (最高99.3, 最低91.1)</td></tr> <tr><td>始良・伊佐圏域</td><td>95.9 (最高99.0, 最低90.2)</td></tr> <tr><td>大隅圏域</td><td>94.9 (最高99.3, 最低90.1)</td></tr> <tr><td>熊毛圏域</td><td>96.8 (最高101.2, 最低95.0)</td></tr> <tr><td>大島圏域</td><td>89.1 (最高95.7, 最低83.7)</td></tr> </table> <p>(2) 組合消防内の給与格差</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>消防本部数</th></tr> <tr><td>給与格差あり</td><td>4 消防本部</td></tr> <tr><td>給与格差なし</td><td>7 消防本部</td></tr> </table>	鹿児島圏域	98.7 (最高101.1, 最低96.6)	南薩圏域	95.5 (最高97.2, 最低92.1)	北薩圏域	96.4 (最高99.3, 最低91.1)	始良・伊佐圏域	95.9 (最高99.0, 最低90.2)	大隅圏域	94.9 (最高99.3, 最低90.1)	熊毛圏域	96.8 (最高101.2, 最低95.0)	大島圏域	89.1 (最高95.7, 最低83.7)	項目	消防本部数	給与格差あり	4 消防本部	給与格差なし	7 消防本部	<p>◎ 給与・階級を段階的に改善する 構成市町村の各々の職員の給与・階級の調整は、段階的に改善を図るなど、時間をかけて取り組む。 なお、消防庁が指導している消防職員の特別給料表の導入を視野に入れて長期的に取り組む。(幹事会追加)</p> <p>◎ 職員給与が同程度の市町村で広域化する 職員給与(ラスパイレス指数)が同程度の近隣の市町村で広域化し、段階的に給与額を調整し、将来的に統一する。(県域一消防本部に比べ、ラスパイレス指数の格差が小さい。)</p>	<p>△</p> <p>△</p>
鹿児島圏域	98.7 (最高101.1, 最低96.6)																					
南薩圏域	95.5 (最高97.2, 最低92.1)																					
北薩圏域	96.4 (最高99.3, 最低91.1)																					
始良・伊佐圏域	95.9 (最高99.0, 最低90.2)																					
大隅圏域	94.9 (最高99.3, 最低90.1)																					
熊毛圏域	96.8 (最高101.2, 最低95.0)																					
大島圏域	89.1 (最高95.7, 最低83.7)																					
項目	消防本部数																					
給与格差あり	4 消防本部																					
給与格差なし	7 消防本部																					
<p>4 消防職員の人事交流(市町村間の異動) 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、職員の交流(異動)が円滑に実施できない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内11組合消防のうち、5組合消防において構成市町村間の人事交流(異動)がない。</p> </div> <p>管轄面積 (平成18年10月1日現在) 最大管轄面積(海域を除く) 大隅地域 2, 103km²</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員住宅の整備, 単身手当など新たな財政支出が必要となる。 人事交流による消防職員の配置における階級調整が生じる。 	<p>◎ 通勤が可能な範囲の広域化にする (1) 職員が通勤可能な範囲の広域化を行うことで人事交流(異動)は可能となる。</p> <p>(2) 組織の活性化を図る観点から現場職員の人事交流(異動)は必要だが、現場活動に支障とならないよう段階的に導入する。</p> <p>(3) 人事交流(異動)を円滑に進めるためには、消防職員の階級調整は管理職, 階級に配慮した慎重な対応が必要である。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>																				
<p>5 消防団との連携の確保 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、消防団との連携の確保が厳しい状況が生じる。</p> <p>管轄面積 (平成18年10月1日現在) 最大管轄面積(海域を除く) 大隅地域 2, 103km²</p>	<p>◎ 消防団と連携が図られる体制を確立・強化する (1) 消防本部の中に消防団係を設置し、構成市町村との連携を確保し、消防団との連絡体制の充実を図る。 (2) 各消防団長, 副団長及び分団長等との会議を定期的開催するなど、消防団との連携が図られる体制を確立・強化する。</p> <p>◎ 消防団との連携が可能な範囲で広域化する 県域一消防本部に比べ、近隣消防との広域化で消防団との連携が確保できる。</p>	<p>○</p> <p>○</p>																				
<p>6 指令業務の迅速化 広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、指令業務が末端まで迅速に行えるか懸念される。</p> <p>管轄面積 (平成18年10月1日現在) 最大管轄面積(海域を除く) 大隅地域 2, 103km²</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消防の指令はレスポンスが求められ、警察の指令はリンクが求められるので、両者は同じではない。</p> </div>	<p>◎ 指令業務が迅速化する体制を確立する 広域化により通信員の地理的に不慣れな状態を改善するためには、日常生活圏等を考慮した近隣消防との広域化を行う。</p> <p>◎ 指令業務の迅速化が図られる範囲の広域化にする (1) 指令業務の迅速化は、県域一消防本部に比べ、近隣消防との広域化で改善が図られる。 (2) 地理的特性(山間部, 離島)を考慮した通信指令センターの設置で、指令業務の迅速化が可能になる。</p>	<p>○</p> <p>○</p>																				

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域七消防本部の主な課題	① 課題に対する改善方策の考え方	①に対する 改善の度合																					
		7本部																					
<p>7 消防力の格差調整 消防力の基準は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命救助を行うために必要な施設及び人員の水準について、国が示した数値(消防力の整備指針)を目標とし、市町村自らが地域の実情に即した適切な消防体制の計画的な整備を進めていくこととされているが、財政基盤が弱い市町村においては、基準に対する充足率が低く、格差調整は厳しい実状にある。</p> <p>(1) 消防力の充足率(県域七) 消防吏員(平成18年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>鹿児島圏域</td> <td>72%</td> <td>(最高78%, 最低54%)</td> </tr> <tr> <td>南薩圏域</td> <td>53%</td> <td>(最高62%, 最低41%)</td> </tr> <tr> <td>北薩圏域</td> <td>66%</td> <td>(最高81%, 最低40%)</td> </tr> <tr> <td>姶良・伊佐圏域</td> <td>51%</td> <td>(最高58%, 最低38%)</td> </tr> <tr> <td>大隅圏域</td> <td>45%</td> <td>(最高47%, 最低41%)</td> </tr> <tr> <td>熊毛圏域</td> <td>49%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大島圏域</td> <td>41%</td> <td>(最高62%, 最低31%)</td> </tr> </table> <p>※ 消防力の充足率 消防車両等の基準台数に対する消防隊員・救急隊員・救助隊員の充足率</p>	鹿児島圏域	72%	(最高78%, 最低54%)	南薩圏域	53%	(最高62%, 最低41%)	北薩圏域	66%	(最高81%, 最低40%)	姶良・伊佐圏域	51%	(最高58%, 最低38%)	大隅圏域	45%	(最高47%, 最低41%)	熊毛圏域	49%		大島圏域	41%	(最高62%, 最低31%)	<p>◎ 消防力の向上を図る 基本的には広域化により、計画的に職員・施設等の充実を図る。 しかし、大規模消防本部と小規模消防本部とで広域化を行う場合で消防力に格差がある場合は、段階的に同一水準に向けて改善を図るよう努める。 特に、現在、消防力の充足率が低率の消防本部においては、広域化までに消防力の整備計画を持って消防力の格差是正に努力する。</p> <p>◎ 消防力が同程度の市町村で広域化する 県域一消防本部と比べ、消防力が同程度の近隣消防との広域化で改善する。(県域一消防本部に比べ、消防力の格差が小さい。)</p>	○
鹿児島圏域	72%	(最高78%, 最低54%)																					
南薩圏域	53%	(最高62%, 最低41%)																					
北薩圏域	66%	(最高81%, 最低40%)																					
姶良・伊佐圏域	51%	(最高58%, 最低38%)																					
大隅圏域	45%	(最高47%, 最低41%)																					
熊毛圏域	49%																						
大島圏域	41%	(最高62%, 最低31%)																					
<p>8 消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同化の予算措置 消防救急無線がデジタル化に移行される(平成28年6月)が、各構成市町村においては、財政状況が厳しいためデジタル化の予算措置が困難である。(高機能通信指令センターシステムの設置・改修も同様)</p> <p>(1) 国の財政措置(消防防災施設事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策事業債 充当率90% ・ 交付税措置 元利償還金の50% (交付税措置率45%) <p>(2) 条件(平成19年11月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防救急無線のデジタル化は、県域1ブロックに限る。 ・ 共同化の観点から、都道府県毎に策定された広域化機能を有するネットワークの整備計画 	<p>◎ 財政措置が受けられる広域化推進計画の策定 広域化対象市町村が、有利な財政的な支援が受けられるよう県の広域化推進計画を策定する。 また、広域化の組合せから外れると周辺の市町村が有利な財政措置が受けられないことから、全市町村が参加する枠組みとする。</p> <p>※ 熊毛地区消防組合における財政措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合せ案</th> <th>消防救急無線のデジタル化</th> <th>高機能通信指令センターシステム</th> <th>署所等の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県域一消防本部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県域七消防本部</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○: 財政措置が受けられる。 ×: 財政措置が受けられない。</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊毛地区消防本部管内の市町と他の消防本部管内の市町村との広域化 ・ 熊毛地区消防本部管内の市町と非常備消防村との広域化 <p>消防救急無線のデジタル化は県域1ブロックでの整備により、また指令業務の共同運用は2つ以上の消防本部による共同運用及び他の消防本部への事務委託(受託)などの方法とする。</p>	組合せ案	消防救急無線のデジタル化	高機能通信指令センターシステム	署所等の整備	県域一消防本部	○	○	○	県域七消防本部	○	×	×	△									
組合せ案	消防救急無線のデジタル化	高機能通信指令センターシステム	署所等の整備																				
県域一消防本部	○	○	○																				
県域七消防本部	○	×	×																				

消防本部へのヒアリング結果に基づく 県域七消防本部の主な課題	① 課題に対する改善方策の考え方	①に対する 改善の度合
		7本部
<p>9 離島(熊毛地区, 大島地区)の応援体制の強化 熊毛地区, 大島地区の消防は島ごとに完結している部分があり, 広域化しても他の消防から応援は期待できない。</p> <p>しかし, 広域化しなければ署所等の整備に係る有利な財政措置を受けられない。</p> <p>(1) 国の財政措置(消防広域化事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般単独事業債 充当率90% ・ 交付税措置 元利償還金の30% (交付税措置率27%) <p>(2) 条件(平成19年9月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の広域化計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づき平成24年度までに広域化が行われるものに限る。 	<p>◎ 応援体制以外の広域化のメリットを享受する 熊毛地区, 大島地区の消防も専門職員の養成, 地域MC体制の充実など, 広域化によりメリットが生じてくる。</p>	△
	<p>◎ 広域化に関する財政措置を確保する 熊毛地区, 大島地区を広域化の対象から除外すると, 広域化に関する有利な財政措置は受けられなくなるので, 必要最低限の業務による広域化で, 通信指令センターの整備や資機材の整備をする。</p>	△

市町村消防の広域化に関する組合せ案の比較

広域化対象市町村の組合せ案															
県域一消防本部	県域七消防本部														
1 管轄人口															
管轄人口（平成17年10月1日国勢調査） 1,753,179人	管轄人口（平成17年10月1日国勢調査） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>鹿児島圏域</td><td style="text-align: right;">690,906 人</td></tr> <tr><td>南薩圏域</td><td style="text-align: right;">155,840 人</td></tr> <tr><td>北薩圏域</td><td style="text-align: right;">222,995 人</td></tr> <tr><td>姶良・伊佐圏域</td><td style="text-align: right;">246,214 人</td></tr> <tr><td>大隅圏域</td><td style="text-align: right;">262,837 人</td></tr> <tr><td>熊毛圏域</td><td style="text-align: right;">47,904 人</td></tr> <tr><td>大島圏域</td><td style="text-align: right;">126,483 人</td></tr> </table>	鹿児島圏域	690,906 人	南薩圏域	155,840 人	北薩圏域	222,995 人	姶良・伊佐圏域	246,214 人	大隅圏域	262,837 人	熊毛圏域	47,904 人	大島圏域	126,483 人
鹿児島圏域	690,906 人														
南薩圏域	155,840 人														
北薩圏域	222,995 人														
姶良・伊佐圏域	246,214 人														
大隅圏域	262,837 人														
熊毛圏域	47,904 人														
大島圏域	126,483 人														
2 管轄面積															
管轄面積（平成18年10月1日現在） 9,187km ²	管轄面積（平成18年10月1日現在） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>鹿児島圏域</td><td style="text-align: right;">1,045 km²</td></tr> <tr><td>南薩圏域</td><td style="text-align: right;">865 km²</td></tr> <tr><td>北薩圏域</td><td style="text-align: right;">1,567 km²</td></tr> <tr><td>姶良・伊佐圏域</td><td style="text-align: right;">1,372 km²</td></tr> <tr><td>大隅圏域</td><td style="text-align: right;">2,103 km²</td></tr> <tr><td>熊毛圏域</td><td style="text-align: right;">995 km²</td></tr> <tr><td>大島圏域</td><td style="text-align: right;">1,240 km²</td></tr> </table>	鹿児島圏域	1,045 km ²	南薩圏域	865 km ²	北薩圏域	1,567 km ²	姶良・伊佐圏域	1,372 km ²	大隅圏域	2,103 km ²	熊毛圏域	995 km ²	大島圏域	1,240 km ²
鹿児島圏域	1,045 km ²														
南薩圏域	865 km ²														
北薩圏域	1,567 km ²														
姶良・伊佐圏域	1,372 km ²														
大隅圏域	2,103 km ²														
熊毛圏域	995 km ²														
大島圏域	1,240 km ²														
※ 消防庁からは、本県の地理的な特性（2つの半島に、多くの離島）上、県域一消防本部は無理があるとの指摘があった。															
3 消防職員数															
消防職員数（平成18年4月1日現在） 2,144人	消防職員数（平成18年4月1日現在） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>鹿児島圏域</td><td style="text-align: right;">587 人</td></tr> <tr><td>南薩圏域</td><td style="text-align: right;">270 人</td></tr> <tr><td>北薩圏域</td><td style="text-align: right;">326 人</td></tr> <tr><td>姶良・伊佐圏域</td><td style="text-align: right;">341 人</td></tr> <tr><td>大隅圏域</td><td style="text-align: right;">304 人</td></tr> <tr><td>熊毛圏域</td><td style="text-align: right;">88 人</td></tr> <tr><td>大島圏域</td><td style="text-align: right;">228 人</td></tr> </table>	鹿児島圏域	587 人	南薩圏域	270 人	北薩圏域	326 人	姶良・伊佐圏域	341 人	大隅圏域	304 人	熊毛圏域	88 人	大島圏域	228 人
鹿児島圏域	587 人														
南薩圏域	270 人														
北薩圏域	326 人														
姶良・伊佐圏域	341 人														
大隅圏域	304 人														
熊毛圏域	88 人														
大島圏域	228 人														
4 常備消防費															
常備消防費（平成18年度決算） 20,004,449千円	常備消防費（平成18年度決算） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>鹿児島圏域</td><td style="text-align: right;">5,672,675 千円</td></tr> <tr><td>南薩圏域</td><td style="text-align: right;">2,267,771 千円</td></tr> <tr><td>北薩圏域</td><td style="text-align: right;">2,820,260 千円</td></tr> <tr><td>姶良・伊佐圏域</td><td style="text-align: right;">3,133,828 千円</td></tr> <tr><td>大隅圏域</td><td style="text-align: right;">2,842,225 千円</td></tr> <tr><td>熊毛圏域</td><td style="text-align: right;">846,439 千円</td></tr> <tr><td>大島圏域</td><td style="text-align: right;">2,421,251 千円</td></tr> </table>	鹿児島圏域	5,672,675 千円	南薩圏域	2,267,771 千円	北薩圏域	2,820,260 千円	姶良・伊佐圏域	3,133,828 千円	大隅圏域	2,842,225 千円	熊毛圏域	846,439 千円	大島圏域	2,421,251 千円
鹿児島圏域	5,672,675 千円														
南薩圏域	2,267,771 千円														
北薩圏域	2,820,260 千円														
姶良・伊佐圏域	3,133,828 千円														
大隅圏域	2,842,225 千円														
熊毛圏域	846,439 千円														
大島圏域	2,421,251 千円														

広域化対象市町村の組合せ案	
県域一消防本部	県域七消防本部

5 市町村の負担金試算

平成18年度常備消防費による試算			平成18年度常備消防費による試算		
算定方法	増加	減少	算定方法	増加	減少
基準財政需要額按分	14 市町村	35 市町村	基準財政需要額按分	31 市町村	18 市町村
人口按分	8 市町村	41 市町村	人口按分	24 市町村	25 市町村
需要額+人口(各50%)	12 市町村	37市町村	需要額+人口(各50%)	27 市町村	22 市町村
<p>基準財政需要額に対する常備消防費の割合が少なく、かつ人口の多い市町は、負担金額が増加する可能性が高い。 試算において、負担金が減少する市町村が多いのは、それらの市町が負担する割合が増えるためである。</p>			<p>平成18年度常備消防費による試算では、基準財政需要額に対する常備消防費の割合が少なく、かつ人口の多い市町において、負担金が最も少ない(現状の負担金額に近い)組合せは、県域七消防本部で基準財政需要額按分である。</p>		

6 市町村のラスパイレス指数

ラスパイレス指数 (平成18年4月1日現在) 96.6	ラスパイレス指数 (平成18年4月1日現在)	
	鹿児島圏域	98.7 (最高101.1, 最低96.6)
	南薩圏域	95.5 (最高97.2, 最低92.1)
	北薩圏域	96.4 (最高99.3, 最低91.1)
	始良・伊佐圏域	95.9 (最高99.0, 最低90.2)
	大隅圏域	94.9 (最高99.3, 最低90.1)
	熊毛圏域	96.8 (最高101.2, 最低95.0)
	大島圏域	89.1 (最高95.7, 最低83.7)

7 消防力

消防力 (消防吏員の充足率 平成18年4月1日現在) 55%	消防力 (消防吏員の充足率 平成18年10月1日現在)	
	鹿児島圏域	72 % (最高78%, 最低54%)
	南薩圏域	53 % (最高62%, 最低41%)
	北薩圏域	66 % (最高81%, 最低40%)
	始良・伊佐圏域	51 % (最高58%, 最低38%)
	大隅圏域	45 % (最高47%, 最低41%)
	熊毛圏域	49 %
	大島圏域	41 % (最高62%, 最低31%)

※ 消防力の充足率
消防車両等の基準台数に対する消防隊員・救急隊員・救助隊員の充足率

8 高機能消防指令センター整備費(平成18年度試算)

高機能消防指令センター整備費 1,880,391千円	高機能消防指令センター整備費	
	鹿児島圏域	842,383 千円
	南薩圏域	371,783 千円
	北薩圏域	398,454 千円
	始良・伊佐圏域	414,125 千円
	大隅圏域	393,383 千円
	熊毛圏域	208,068 千円
	大島圏域	418,961 千円
計(県域7ブロック)	3,047,157 千円	
(参考)単独整備(平成18年度20消防本部)		
	4,931,274 千円	

広域化対象市町村の組合せ案	
県域一消防本部	県域七消防本部

(参考) 消防救急無線のデジタル化整備費(平成18年度試算)

消防救急無線のデジタル化整備費 県域1ブロック 約65億円	消防救急無線のデジタル化整備費 単独整備(平成18年度20消防本部) 約95億円
-------------------------------------	--

消防広域化支援対策

—平成20年度—

市町村の消防の広域化への取組を支援するため、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、引き続きソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

市町村分

I 広域消防運営計画の作成経費

- 消防の広域化に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費について、特別交付税において措置する。

II 消防の広域化に伴い必要となる経費(消防広域化臨時経費)

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化整備に要する経費

III 消防署所等の整備

1 一般単独事業

- (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。

- ・ 一般単独事業債 充当率90%
- ・ 交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 27%)

- (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。

- ・ 一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:市町村75%(指定都市 70%)]

2 消防広域化対策事業(防災基盤整備事業)

- 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。

- ・ 防災対策事業債 充当率75%
- ・ 交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 22.5%)

IV 消防通信・指令施設の整備

- 消防防災施設整備事業(防災基盤整備事業(特に推進すべき事業))

- 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備を支援する。

- ・ 防災対策事業債 充当率90%
- ・ 交付税措置 元利償還金の50%(交付税措置率 45%)

V その他

- 国庫補助金の優先配分

- 消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の整備については、各年度の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 広域化市町村に対して広域消防運営計画の作成等に関する情報提供や助言等を行うために必要とする経費(2,850千円)について、普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。

なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業(緊急消防援助隊施設整備事業)、施設整備事業(一般財源化分)、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。